

広島県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定年月日
アースサポート 株式会社	東京都渋谷区本町一 丁目八番七号	アースサポート株 式会社呉在宅サ ビスセンター	呉市広文化町五番 八号	平成二二年八 月一日
藤原 秀	三原市頼兼一丁目二 番一七号	よりかね歯科医院	三原市頼兼一丁目 二番一七号	平成二二年八 月一日
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一 番一五号	デイサービスセン ター笑顔みなみ	三原市皆実四丁目 一一番一五号	平成二二年八 月一日
有限会社ひめゆ り介護センター	庄原市西本町二丁目 一五番三二号	通所介護りんどう 三次	三次市十日市南二 丁目一四番一〇号	平成二二年八 月一日
社会福祉法人福 富会	東広島市福富町久芳 三四一六番地	通所介護神郷の家	東広島市福富町久 芳三四一六番地	平成二二年七 月一日
社会福祉法人福 富会	東広島市福富町久芳 三四一六番地	短期入所生活介護 神郷の家	東広島市福富町久 芳三四一六番地	平成二二年七 月一日
社会福祉法人洗 心会	廿日市市宮浜温泉一 丁目二番一八号	特別養護老人ホ ム神郷の家	東広島市福富町久 芳三四一六番地	平成二二年七 月一日
		デイサービスセン ター洗心園	廿日市市宮浜温泉 一丁目五番一七号	平成二二年八 月二二日